

17川監公第 14 号

平成17年11月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

|         |       |
|---------|-------|
| 川崎市監査委員 | 鹿川隆   |
| 同       | 奥宮京子  |
| 同       | 小林貴美子 |
| 同       | 西村英二  |

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 環境局

監査の範囲 平成16年度に契約した工事及び工事関連の業務委託のうち平成17年3月31日までに完成したもの並びに平成17年4月1日から5月31日までに契約した工事

監査の期間 平成17年7月19日から

平成17年11月9日まで

監査の結果

今回の監査は、環境局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事36件、委託11件、合わせて47件(別表)を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり施工に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

改善措置を要する事項

コンクリート連続基礎工事の施工管理を徹底すべきもの

有馬中央公園のフェンス工事の現場を調査したところ、コンクリート連続基礎において、フェンス支柱の約半数の28か所でひび割れが見られた。

また、仕上り面の一部にくぼみが見られた。

コンクリート連続基礎の施工状況を確認したところ、当初はコンクリート打ち込み時に型枠を設置してフェンス支柱を設けることにしていたが、施工が早く基礎がきれいに仕上がるためとの理由により、コアボーリングマシンでコンクリート連続基礎を削孔し、支柱を取付ける方法に変更して、施工していた。

ひび割れの原因は、削孔時点ではコンクリート打ち込み後の養生期間が短かったため、コンクリートが設計強度に達していない状態で荷重を加える削孔をしたこと、コンクリートの固まる時に発生する収縮の力が削孔した部分に集中したことなどが考えられる。

また、仕上り面のくぼみの原因は、コンクリート打ち込み時の締固め不足により、コンクリート中に気泡が残り発生したためである。

コンクリート連続基礎のひび割れ及び仕上り面のくぼみは速やかに補修するとともに、コンクリート連続基礎工事に当たっては、施工方法の十分な検討と施工管理の徹底を図られたい。

(別表監査番号 5)(環境局緑政部)